

資料 10 - 4

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 情報通信行政・郵政行政審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（総会の招集）</p> <p>第二条 審議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、総会を招集しようとするときは、委員（議事に関する臨時委員を含む。以下同じ。）及び必要に応じ専門委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。</p> <p>（議長）</p> <p>第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第四条 会長は、総務大臣の求めがあるときその他必要があるとき認めるときは、総会の議題に関し、広く意見を聴くことができる。</p> <p>2 審議会は、前項の意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見を参考としなければならない。</p> <p>（職員の出席）</p> <p>第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を総会に出席させて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。</p>

(議事録)

第六条 審議会は、総会について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の日時及び場所
 - 二 開会及び閉会の時刻
 - 三 出席した委員及び専門委員の氏名
 - 四 意見を聴取した者の氏名
 - 五 出席した関係職員の所属及び氏名
 - 六 議題
 - 七 議事
 - 八 議決事項
 - 九 その他必要な事項
- 2 総会の議事録は、審議会の事務局において原案を作成し、出席委員等による確認の後、会長の承認を得るものとする。

(付議)

第七条 審議会に対する付議は、文書により行い、かつ、必要な資料を添付するものとする。

(議事の特例)

第八条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところにより、文書その他の方法により総会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、総会を招集して審議する必要がないと会長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、会長は、その議事について、次に招集する総会に報告しなければならない。

(公開に関する取扱い)

第九条 総会は、原則として、公開する。ただし、総会を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあつては非

(分科会)

第十条 情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項の規定により郵政行政分科会（以下「分科会」という。）において処理することとされた事項であつて次に掲げるもの以外のものに係る分科会の議決は、その議決をもつて審議会の議決とする。次に掲げる事項に係る議決であつて、緊急の必要その他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものについても同様とする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃
- 二 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定又は改廃

三 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第

公開とすることができる。

- 2 総会に配付された資料及び議事録（以下「議事録等」という。）は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 第一項ただし書の規定により総会を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

- 4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

(分科会)

第十条 情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項の規定により郵政行政分科会（以下「分科会」という。）において処理することとされた事項であつて次に掲げるもの以外のものに係る分科会の議決は、その議決をもつて審議会の議決とする。次に掲げる事項に係る議決であつて、緊急の必要その他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものについても同様とする。

- 一 「同上」

- 二 「同上」

〔新設〕

- 2 分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び前条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替える。
 - 3 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。
 - 4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。
- (部会)
- 第十一条 審議会に、電気通信事業部会を置く。
- 2 部会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。
 - 3 部会の議事については、総会に報告しなければならない。
 - 4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。
- (部会の所掌事務)
- 第十二条 前条第一項の部会の所掌等は、別記のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年四月二十三日から施行する。

(郵政行政分科会の調査審議に関する特例)

第二条 分科会は、情報通信行政・郵政行政審議会令第五條第二項に規定するもののほか、次の事項を調査審議する。この場合において、分科会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）以下この条において「整備法」という。）附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四條、整備法附則第十四條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八條、整備法附則第十八條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五條、整備法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七條の二第二項、整備法附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六條の二第二項及び整備法附則第四十八條第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項

附則 平成十六年八月三十日

郵政行政審議会決定第三号
この決定は、平成十六年八月三日から施行する。

附則

平成三十年八月二十四日

情報通信行政・郵政行政審議会決定第 号

(施行期日)

第一条 この決定は、平成三十年八月二十四日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日までの間における第十條第一項第三号の規定の適用については、同号中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」とする。

附則

平成十九年七月三十日

郵政行政審議会決定第四号
この決定は、平成十九年十月一日から施行する。

附則

平成二〇年九月二十九日

情報通信行政・郵政行政審議会決定第一号
この決定は、平成二十年九月二十九日から施行する。

附則

平成二十三年六月二十九日

情報通信行政・郵政行政審議会決定第二号
この決定は、平成二十三年六月三十日から施行する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別記

電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。

1 委員等

会長の指名する委員及び専門委員

2 所掌

1|| 電気通信事業部会は、平成三十六年三月三十一日までの間、審議会の所掌する事項のうち、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第二項に規定する業務の規律に関する調査審議を所掌する。

2||
一||

3 審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の規律に関する調査審議

3 専決事項
次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

一 電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項

二 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

4 委員会
一 部長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。

二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に關し必要な事項は、部長が定める。

附則
〔新設〕

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

1 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気通信分野における規制の

二

三

四

五

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十一
条第二号に掲げる諮問事項
同条ただし書きの「軽微な事項」（同条第二号に
掲げる諮問事項に関する事項に限る。）の認定

合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成
十年法律第五十八号。以下「平成十年改正法」という
。）附則第六条第五項の規定によりなお効力を有する
ものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通
信事業法第九十四条に規定する諮問事項

2 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお
効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の
規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし
書及び平成十年改正法附則第六条第五項の規定により
なお効力を有するものとされる同法第二条の規定によ
る改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書の「軽
微な事項」の認定

3 平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお
効力を有するものとされる同法第二条の規定による改
正前の電気通信事業法第九十五条第二項の「聴聞の主
宰者」の推薦

〔新設〕

〔新設〕